

景気対応緊急保証制度 を実施しています

産業振興課 ☎ 66・1118

売上の減少などによる緊急経済対策としての「緊急保証」制度が、内容を充実させ「景気対応緊急保証」制度という名称に生まれ変わりました。

内容

金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8千万円、普通保証で2億円まで、全額信用保証協会の保証を受けることができます。

充実した主なもの

- ・ 例外業種を除き、原則として全業種の中小企業が対象
- ・ 2年前の3カ月間と比較して売上高などが減少している中小企業も対象

対象

指定された業種に属し、売上高などの減少について市長の認定(中小企業信用保険法第2条第4項)を受けた中小企業。

実施期間 平成23年3月末まで

※市長の認定とは別に、金融機関および信用保証協会における金融上の審査があります。

離職者向け住宅・生活支援策が 利用しやすくなりました

福祉課 ☎ 66・1104

離職によって住居を失った方、家賃の支払いにお困りの方、就職活動中の生活費に困っている方に家賃や生活費を支援する制度の支給要件が4月から緩和されました。

①住宅手当

離職者が安心して就職活動ができるよう、家賃の全額または一部を支給します。

支給対象 平成19年10月1日以降に離職した方(離職前に主たる生計維持者であった方など)で次のすべてに該当する方

- ・ 現在、住居がない方または賃貸住宅に居住しているが、住居を失うおそれのある方
- ・ 世帯の収入が、単身世帯12万円以下、2人世帯17万2千円以下、3人以上世帯21万8千600円以下の世帯
- ・ 預貯金が単身世帯50万円以下、複数世帯100万円以下の世帯

国、県、市などの雇用施策による貸付または給付を受けていない方

支給期間 最長6カ月(ただし条件を満たしていれば、さらに3カ月延長可能)
支給額
単身世帯：3万6千円以内
複数世帯：4万6千600円以内

内

※ただし、収入により支給額が変わります。

申請方法 本人が確認できる書類(運転免許証、住基カード、住民票など)、印鑑、

離職証明書、同居の親族全員の金融機関の通帳などを

持参の上、福祉課へ。

※各種証明書が必要です。あらかじめ電話でお問い合わせください。

②臨時特例つなぎ資金貸付

公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない住宅喪失離職者に対し、当座の生活費などを貸し付けます。

③総合支援資金貸付

失業などにより日常生活全般に困難を抱えている方に対し、生活費、住宅入居費、一時生活再建費を貸し付けます。

問合せ先

①・・・福祉課

②③・・・社会福祉協議会

(☎ 66・33911)

平成22年度の総代さんが決まりました

◎は各地区の地区会長

(敬称略)

大塚地区

相楽町 加藤和美

東大塚 榊原郁夫

西大塚 ◎山田清夫

三谷地区

東区 江藤勝利

松区 ◎千賀喜代次

上区 竹内孝始

中区 小田洗次

北区 飯島昭彦

西区 清水孝人

蒲郡町部

府相区 鈴木昂雄

小江町 栗田一衛

港区 本多義昭

栄町 竹内勝榮

蒲郡西 永島清好

吉光区 ◎山本喜是

宮成区 渡邊豊司

蒲郡東 亀井孝敏

蒲形 三浦忠男

新井形町 野田文夫

蒲郡東西北部

豊岡町1区 岩城紘二

豊岡町2区 横田晃男

五井町 小田宏昌

平田町 西浦 求

水竹町 ◎太田正光

清田町 小田初弘

坂本町 鈴木重明

神ノ郷町 横山孝行

塩津地区 柏原町 杉浦五郎

川東区 加藤 章

竹谷町 ◎下村 勉

竹谷町区 壁谷博資

西迫町 太田 肇

拾石町 石川良之

鹿島町 小林一男

形原地区 形原1区 鈴木久男

形原2区 倉橋義明

形原3区 壁谷 權一朗

形原4区 二村 五三男

形原5区 酒井良夫

形原6区 ◎太田泰弘

形原7区 尾崎惣太郎

形原8区 坂部哲雄

形原北浜区 宇野道也

西浦地区

稻生 壁谷安彦

馬場 下野 旭

知柄 小田逸郎

橋田 牧原幹夫

龍田 ◎鈴木久裕

行政課 ☎ 66・1155